

県内訪問看護事業所 各位

兵庫県保健医療部医務課長

令和8年度県補助事業「在宅看護体制機能強化事業」について（ご案内）

平素より県看護行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今年度、本県が実施する補助事業「在宅看護体制機能強化事業」についてご案内いたします。

本事業は、在宅看護体制の機能強化を総合的に推進・支援するため、平成30年度から実施しております。

については、チラシや県ホームページをご覧ください。本事業のご活用を検討いただければ幸いです。

事業をご活用いただける場合は、8月3日（月）までに下記まで申請いただきますようお願いいたします。また、法人様へもご周知いただけますと幸いです。

ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

記

【事業名】在宅看護体制機能強化事業

1. 在宅看護拠点整備事業
2. 特定行為研修受講支援事業
3. 訪問看護ステーション教育支援強化事業

【事業目的】在宅医療推進の要となる24時間対応が可能な訪問看護ステーションを増加し、在宅看護の効率化を図るため、訪問看護ステーションの規模拡大【1.在宅看護拠点整備事業】や、訪問看護師の特定行為研修の受講推進【2.特定行為研修受講支援事業】や訪問看護師が実践的な研修・助言等が受けられる仕組みを整備する【3.訪問看護ステーション教育支援強化事業】など、在宅看護体制の機能強化を総合的に推進・支援します。

【詳細】同封のチラシや県ホームページに掲載の「手引き」をご確認ください。

【その他】県ホームページへは下記URLからご参照ください。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/30zaitakukanngo.html>

アクセス：ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 医療・保健衛生

> 在宅看護体制機能強化事業について

〔お問い合わせ先・提出先〕

兵庫県保健医療部医務課

医療人材確保班(看護指導担当) 担当 谷頭

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

Tel : 078-341-7711(内線 73772)

Fax : 078-362-4267